

公益財団法人 生存科学研究所
助 成 研 究 規 程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条1項1号の研究及び調査に対する助成（以下「助成研究」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の交付対象)

第2条 助成研究の対象は、基礎医科学・臨床医学・社会医学・保健科学など人類の健康の維持と増進および疾病の治療と予防に関する研究とし、生存科学の推進に寄与するものとする。

2 助成研究の対象は、毎年理事会で決定する募集課題に沿った研究とする。

3 助成研究の対象となる研究期間は、原則1年間とする。

但し、不測の事態が発生し、理事長がやむ得ないと判断した場合には、期限を延長することができる。
また、進行状況などを勘案し最長3回まで継続することができる。

(申請者の募集及び資格)

第3条 助成研究についての募集は、学術誌「生存科学」または本法人のホームページで公募する。

2 申請者は、我国の大学またはそれに相当する研究機関等において、前条1項及び2項の研究テーマを主導的に実施している個人またはグループとする。

3 申請者は、本法人の会員・非会員を問わない。

4 申請者は、同一の研究について他の財団等の助成を受けていないことを原則とする。

(申請及び申請期間)

第4条 申請者は、所定の申請書に必要事項を記入の上、本法人に提出する。

2 申請者は、申請期間内に申請を行うものとする。

(助成の対象となる経費)

第5条 助成の対象となる経費は、研究にあたり通常必要とされる費用とし、諸謝金（研究者に対する給与）は除くものとする。

2 助成額の上限は、一つの研究あたり100万円以内とする。

(選考及び決定機関)

第6条 助成研究の選考及び決定並びに助成金の決定は、選考委員会が申請内容を審査、選考し、その意見を付して、理事会で決定する。

但し、研究の内容が人を対象とする場合には、本法人の倫理委員会の審査に付して承認を得なければならない。

2 前項の選考委員会は別に定める。

(助成金の決定通知)

第7条 前条により決定された助成金の決定は、申請者に対し3月中に通知する。

(助成金の支払い)

第8条 助成金の支払いは、原則として申請者が所属する大学またはそれに相当する研究機関等に直接支払う。

(研究計画等の変更及び辞退)

第9条 申請者が助成金の交付の決定を受けた後、または交付を受けた後に研究計画等に重要な変更をしようとする時は、予め変更の理由及び経費の積算を記載した変更申請書を本法人に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 助成金の交付の決定を受けたのち、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を遅滞なく本法人に提出しなければならない。

(会計報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、翌年度初め(4月末)に収支について使途報告書を本法人に提出しなければならない。

2 助成金を受けた者は、領収書及び受領書など関係書類を整理保管し、本法人へ提出しなければならない。

(研究報告)

第11条 助成金の交付を受けた者は、一般会員にも分かるように平易に書かれた研究報告を学術誌「生存科学」(枚数は4～10頁。但し、文献、図表を含む。)に5月末までに投稿しなければならない。また論文として投稿する場合は、申請者である筆頭執筆者は本法人の会員でなければならない。

2 学術誌「生存科学」以外への発表論文には本法人の助成を受けた旨を明記し、且つ別刷りを本法人へ提出しなければならない。

(助成金の決定の取消、中止及び返還)

第12条 助成金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、本法人は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき

(2) 対象となる研究活動等が中止となったとき

(3) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたと

(4) 助成金より研究活動に使用した費用が少なかった場合、残金は、次年度の4月末日までに返還する。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、一部改正（文言の修正）のうえ、平成30年4月1日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和元年6月11日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和3年3月25日から施行する。

この規程は一部改正のうえ、令和7年3月25日から施行する。